

松山市地域防災計画（令和8年修正）（案）の概要

令和7年12月

1 修正の背景

松山市地域防災計画は、本市の防災対策の基本となるもので、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行っています。今回は、防災基本計画及び愛媛県地域防災計画等の変更を受け、それらとの整合性を図るとともに、本市の現状を反映させるため修正するものです。

2 主な修正内容

関連する法令の改正や令和6年能登半島地震を踏まえた修正

1. 被災者支援の充実

（1）避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化【風水害 P83、地震 P101】

（2）広域避難時の避難元・避難先自治体間の情報連携【風水害 P197、地震 P189】

2. 避難生活支援リーダー／サポーターの育成【風水害 P45、地震 P69】

3. インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

（1）上下水道一体での災害対応の実施【風水害 P104、地震 P122】

（2）災害用井戸等の活用による代替水源の確保【風水害 P104、地震 P122】

4. 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進【風水害 P126、地震 P138】

5. 新物資システム（B-PLo）の利活用促進【風水害 P82、地震 P100】

その他の修正

1. 地震災害対策編第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の節構成の整理

2. 土砂災害警戒区域等の記載の整理

3. 文言表記の統一・修正

4. 機関名変更、部局・課等名変更

5. その他の時点修正 等

3 今後の予定

時 期	項 目	内 容
1月～2月	パブリックコメント	修正案に対する市民意見を収集
1月	危機管理対策推進委員会	地域防災計画（修正案）を提示
2月	防災会議	地域防災計画（修正案）を提示
3月	県知事への報告	災害対策基本法に基づく報告

松山市地域防災計画（令和8年修正）（案）の概要 主な修正内容

※網掛け部が修正部分です。

1 被災者支援の充実

（1）避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化

備蓄体制【風水害編_P83、地震編_P101】

（2）備蓄品目

快適なトイレ環境のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテイション、衛生促進のためのボディータオル、手指消毒剤等の衛生用品、（略）の避難生活に必要な物資を備蓄する。

（3）現有備蓄量

物資の備蓄状況は、年に1回、広く住民に公表するものとし、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

（2）広域避難時の避難元・避難先自治体間の情報連携

広域避難【風水害編_P197、地震編_P189】

●受入先の市町村との間で、避難者に関する情報の共有を確実に行うとともに、避難者のニーズを十分に把握し、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に対し、必要な支援情報を提供する。

2 避難生活支援リーダー／サポーターの育成

ボランティアの確保【風水害編_P45、地震編_P69】

松山市社会福祉協議会のボランティアの登録状況は、次のとおりである。

（略）

また、市は避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

3 インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

（1）上下水道一体での災害対応の実施

災害時対応能力の向上【風水害編_P104、地震編_P122】

民間事業者や関係機関等と連携を図りながら訓練を実施し、応急給水を効果的に行う体制を構築するなど、災害時対応能力の向上に努めるとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

(2) 災害用井戸等の活用による代替水源の確保

災害時対応能力の向上【風水害編_P104、地震編_P122】

(略) また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸等として活用するための登録制度等により、代替水源の確保に努める。

4 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

復興事前準備の実施【風水害編_P126、地震編_P138】

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の災害復旧や災害からの復旧に必要な復興事前準備に努める。

5 新物資システム（B-PLo）の利活用促進

物資供給体制の整備【風水害編_P82、地震編_P100】

(略)

(また、) 物資の調達・供給活動に関し、避難者の生活の維持のために必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

(略)

・避難者に物資を確実かつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（新物資システム（B-PLo）に活用による物資供給体制の強化）